

## 2 民間給与関係

### 2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

本委員会、人事院並びに都府県及び政令指定都市の各人事委員会

#### (3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 920事業所
- ② 調査対象職種 76職種（一般行政職員相当職種22職種 その他の職種54職種）

#### (4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から185事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。  
調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。
- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### (5) 集計

- ① 調査実人員は、一般行政職相当職種が8,947人（初任給関係 514人、初任給関係以外 8,433人）であり、その他の職種が336人（初任給関係 3人、初任給関係以外 333人）である。  
なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は56,842人であり、このうち、一般行政職相当職種は47,808人である。
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	170	64	71	35	
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0	0	0	0	
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 業 採 取 業 ， 建 設 業	4	1	0	3	
製 造 業	103	42	39	22	
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業、 情 報 通 信 業、 運 輸 業、 郵 便 業	22	3	15	4	
卸 売 業 ， 小 売 業	6	2	2	2	
金 融 業 ， 保 険 業、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	7	6	1	0	
教 育 ， 学 習 支 援 業、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	28	10	14	4	

- (注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が15所あった。  
 2 調査対象事業所185所に占める調査完了事業所170所の割合（調査完了率）は、91.9%である。  
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第12表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大学院修士課程修了	224,657	228,733	217,882	* 216,250
	大学卒	198,828	202,807	196,097	190,292
	短大卒	176,458	177,652	175,296	174,772
	高校卒	163,501	163,547	163,149	164,216
新 卒 技 術 者	大学院修士課程修了	225,382	230,550	218,453	* 217,500
	大学卒	202,888	208,003	201,344	189,736
	短大卒	180,057	182,948	178,733	174,294
	高校卒	166,039	166,467	165,340	166,627
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学院修士課程修了	225,005	229,566	218,168	* 217,000
	大学卒	200,419	204,716	198,260	190,057
	短大卒	177,938	179,708	176,745	174,547
	高校卒	164,504	164,686	164,030	165,165

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。  
 2 「\*」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

### 第13表 民間における職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	5	53.3	731,455	31	731,424	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工 場 長	17	53.9	809,346	1,415	807,931	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	225	53.2	600,321	5,919	594,402	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	231	52.6	602,816	4,110	598,706	同 上
事 務 部 次 長	95	51.3	608,574	127	608,447	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職 (部長-課長間)
技 術 部 次 長	69	52.5	630,999	12,058	618,941	同 上
事 務 課 長	454	49.5	513,174	7,006	506,168	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
技 術 課 長	579	49.8	508,401	5,875	502,526	同 上
事 務 課 長 代 理	170	47.5	458,251	36,577	421,674	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長-係長間)
技 術 課 長 代 理	180	48.1	488,507	61,742	426,765	同 上
事 務 係 長	629	45.3	446,269	42,812	403,457	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	681	46.2	467,937	79,696	388,241	同 上
事 務 主 任	653	43.1	418,552	51,690	366,862	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職 (係長-係員間)
技 術 主 任	566	40.3	415,019	72,102	342,917	同 上
事 務 係 員	1,841	36.1	300,958	34,102	266,856	
技 術 係 員	2,038	33.3	313,732	46,149	267,583	

- (注) 1 「中間職 (部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。  
 2 「中間職 (課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。  
 3 「中間職 (係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

その2 給与比較の対象外職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	3	56.5	755,233	0	755,233	
	大学教授	17	52.4	696,329	0	696,329	
	大学准教授	12	48.4	579,108	0	579,108	
	大学講師	*	*	*	*	*	
	大学助教	—	—	—	—	—	
	高等学校校長	—	—	—	—	—	
	高等学校教頭	4	54.0	538,787	25,437	513,350	
	高等学校教諭	48	42.0	384,709	12,148	372,561	
研究関係職種	研究所長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	8	51.5	601,498	204	601,294	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	7	52.3	487,891	10,591	477,300	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	38	40.9	489,238	40,052	449,186	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	19	39.8	423,917	51,642	372,275	
	研究補助員	14	31.4	306,378	32,828	273,550	
医療関係職種	病院長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	—	—	—	—	—	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	3	47.8	1,569,803	32,546	1,537,257	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	*	*	*	*	*	
	歯科医師	—	—	—	—	—	
	薬局長	*	*	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	4	44.0	367,375	2,545	364,830	
	診療放射線技師	6	44.3	303,789	4,109	299,680	
	臨床検査技師	3	52.5	194,767	0	194,767	
	栄養士	5	36.9	246,963	13,267	233,696	
	理学療法士	16	27.8	271,969	273	271,696	
	作業療法士	12	32.4	285,004	0	285,004	
	総看護師長	*	*	*	*	*	部下に看護師長5人以上
	看護師長	12	44.3	359,691	716	358,975	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	42	39.1	289,429	8,861	280,568	
准看護師	33	41.1	246,624	6,846	239,778		
技能・労務関係職種	電話交換手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	2	57.5	300,947	9,754	291,193	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守衛	20	41.9	394,220	106,117	288,103	
	用務員	—	—	—	—	—	

(注) 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。

その3 再雇用者

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって		(A) - (B)		
			支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
			円	円	円		
事務・技術関係職種	支店長・工場長	人	歳	円	円	円	その1の備考欄参照
		—	—	—	—	—	
	事務・技術部長	19	62.8	404,503	6,155	398,348	
	事務・技術部次長	6	64.2	302,797	0	302,797	
	事務・技術課長	10	62.7	281,769	0	281,769	
	事務・技術課長代理	49	62.6	292,562	11,681	280,881	
	事務・技術係長	12	61.6	306,598	7,550	299,048	
	事務・技術主任	4	62.5	281,103	32,359	248,744	
事務・技術係員	360	62.9	241,226	10,184	231,042		

第14表 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9級	支店長、工場長、部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長、部長、部次長	
7級			支店長、工場長、部長、部次長
6級	課長代理	課長	
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めている。

第15表 民間における初任給の改定状況

学 歴	項 目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据置き	減 額	
			大 学 卒	58.3%	(49.4%)	
高 校 卒	45.6%	(60.8%)	(39.2%)	( 0.0%)	54.4%	

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合であるが、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計が100にならない場合がある。

第16表 民間における給与改定の状況

役職段階	項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係 員		41.9%	9.8%	0.0%	48.3%
課 長 級		27.9%	16.2%	0.0%	55.9%

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第17表 民間における定期昇給制度の内容

役職段階	項 目	自動昇給	査定昇給	昇格昇給
係 員		43.9%	75.6%	50.1%
課 長 級		23.3%	71.5%	40.9%

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第18表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定 期 昇給中止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化なし			
			係 員	94.5%	94.5%	25.4%		
課 長 級	81.7%	81.7%	22.9%	3.5%	55.3%	0.0%	18.3%	

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第19表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		92.5%
	配偶者に家族手当を支給する	(75.6%)
	子に家族手当を支給する	(100.0%)
家族手当制度がない		7.5%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	12,812円
	配 偶 者 と 子 1 人	19,468円
	配 偶 者 と 子 2 人	25,176円

- (注) 1 ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第20表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	56.6%
支 給 し な い	43.4%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級 ( 非 役 員 )	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
56.2%	43.8%	47.5%	52.5%	47.5%	52.5%

第22表 民間における賞与等の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	(参考) 技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	下半年 (A <sub>1</sub> )
	上半年 (A <sub>2</sub> )	333,681円	294,254円
賞与等の支給額	下半年 (B <sub>1</sub> )	755,871円	640,294円
	上半年 (B <sub>2</sub> )	737,871円	618,519円
賞与等の支給割合	下半年 (B <sub>1</sub> /A <sub>1</sub> )	2.28月分	2.23月分
	上半年 (B <sub>2</sub> /A <sub>2</sub> )	2.21月分	2.10月分
年間の平均		4.49月分	4.33月分

(注) 下半年とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.45月である。

第23表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0%	90.5%	9.5%	0.0%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

項目	区分	給与減額あり		給与減額なし
		60歳で減額		
課長級		43.6%	25.7%	56.4%
非管理職		50.6%	32.6%	49.4%

(注) 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
61.6%	62.2%

(注) 1 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

2 本表の調査対象事業所は5事業所以下である。